（略）	（略）	（略）	（略）
三　地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ　（略）	（略）	レセプト情報による方法 ただし、医療機関機能等報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。	レセプト情報による方法 ただし、病床機能報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	ファイル等に記録する方法 ただし、医療機関機能等報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。	ファイル等に記録する方法 ただし、病床機能報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。

（医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の一部改正）

第七条　医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和八年厚生労働省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容		報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）	（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容		報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）	（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）